
つくばみらい市
第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【概要版】

令和5年12月

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成 29 年 3 月に「第 3 期つくばみらい市障がい者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期つくばみらい市障がい福祉計画・第 2 期つくばみらい市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障がい児・者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がい児・者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介護者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介護・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第 4 期障がい者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」及び「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」を新たに策定します。

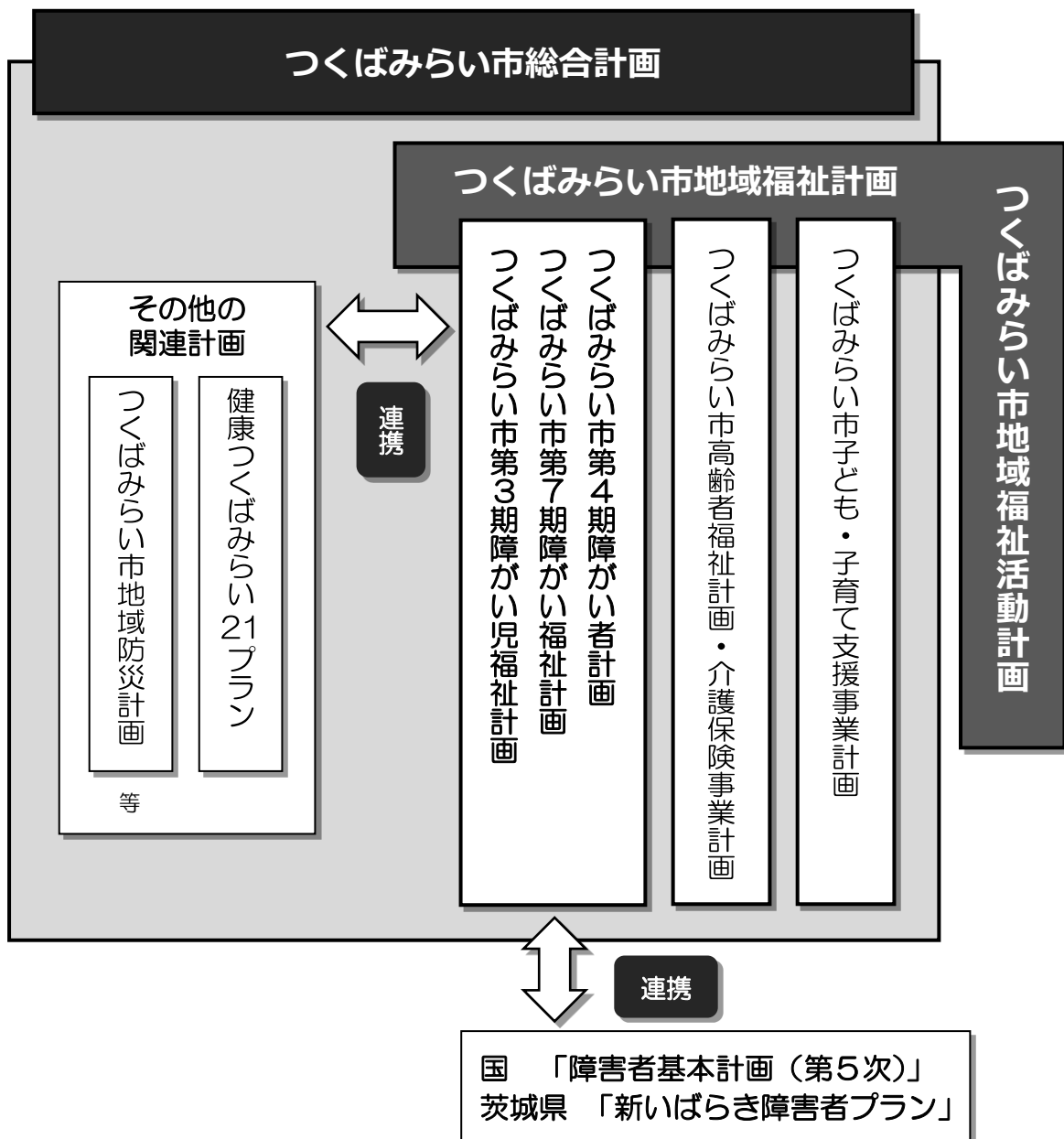
2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「つくばみらい市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「つくばみらい市地域福祉計画」を位置づけ、「つくばみらい市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「健康つくばみらい21プラン」等との整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、茨城県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」との整合性を図った計画とします。



4 計画の期間

「第4期障がい者計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 障がい者計画 | | | 第3期 | 第4期 | | | | | |
| 障がい福祉計画 | | | 第6期 | 第7期 | | | 第8期 | | |
| 障がい児福祉計画 | | | 第2期 | 第3期 | | | 第4期 | | |

5 計画の対象

本計画は、障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

また、本計画における「障がいのある人」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントの実施等により、本市の障がいのある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する意見及び現状を把握しました。さらに、つくばみらい市障がい者支援協議会、庁内関係所管課（ワーキングチーム）において、計画の内容や今後の障がい福祉施策についての審議を重ねました。

7 計画の基本理念

【基本理念】

わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち

障がい者に対する理解は、少しずつではありますが、進んでいるとの評価が、アンケート調査や事業所、団体へのヒアリング調査からあげられています。しかしながら、障がいによっては、市民の理解が十分に進んでいなかったり、障害福祉サービスを提供する事業所が十分に整っていないなどの課題もあります。

本計画においては、障がいのある人もない人も共に地域社会で暮らす市民の一員として相互に人格と個性を尊重し、基本理念の実現を目指します。

8 計画の基本施策

基本理念を実現するため、次の4つの基本施策に基づき、施策を展開します。

基本施策1 お互いを理解し尊重する「こころ」づくり

障がいのある人への差別や偏見が無くなるよう、障がいに対する理解の促進を図るとともに、情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実、相談対応の強化に取り組みます。

基本施策2 自分らしい「生活」づくり

障がいのある人が、自分らしく日々の生活を送れるよう、地域生活の支援を行うとともに、積極的に地域社会に参加していける環境整備に取り組みます。

基本施策3 自立した生活と健やかに成長する「自分」づくり

障がいのある人が、いきいきと自らより良い暮らしを追求できるよう、就労支援の充実、自立するために必要な能力の育成・支援に取り組みます。

基本目標4 安心して地域で暮らせる「環境」づくり

安心・安全に暮らせる環境の整備に努めるとともに、万が一の災害等に備えて、防災・防犯対策の充実に取り組みます。

9 施策の体系

基本理念：わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち

| | |
|---|---|
| 基本施策 1 お互いを理解し尊重する 「こころ」づくり | 推進施策 1 障がいに対する理解の促進 |
| | (1) 差別の解消、理解の促進 |
| | (2) ボランティア活動・福祉活動の推進 |
| | 推進施策 2 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実 |
| | (1) 情報バリアフリーの推進 |
| | (2) 制度・サービス内容の周知 |
| 基本施策 2 自分らしい「生活」づくり | 推進施策 3 相談対応の強化 |
| | (1) 相談体制の充実 |
| | (2) 権利擁護の推進 |
| | (3) 虐待の防止 |
| | 推進施策 1 地域生活の支援 |
| | (1) 日常生活の支援 |
| (2) 住まいの確保 | |
| (3) 各種手当の支給・助成 | |
| 基本施策 3 自立した生活と健やかに 成長する「自分」づくり | 推進施策 2 社会参加の促進 |
| | (1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実及び交流機会の拡大 |
| | 推進施策 1 就労支援の充実 |
| | (1) 雇用・就労機会の促進 |
| | (2) 工賃向上の推進 |
| | 推進施策 2 保育・教育環境の充実 |
| (1) 保育・発達支援体制の充実 | |
| (2) 学校教育の充実 | |
| 基本施策 4 安心して地域で暮らせる 「環境」づくり | 推進施策 3 保健・医療の充実 |
| | (1) 保健事業の充実 |
| | (2) 医療の確保 |
| | 推進施策 1 人にやさしい環境の整備 |
| | (1) 人にやさしいまちづくりの推進 |
| | 推進施策 2 安心・安全な暮らしの確保 |
| (1) 防災対策の充実 | |
| (2) 交通安全対策・防犯意識の高揚 | |

10 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人、障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。

